

# 派遣元企業をマル優認定

厚生労働省は、労働者派遣元事業主を対象としたマル優制度をスタートさせるため、認定基準づくりに着手した。派遣労働者の雇用管理などにおいて優れた取組を行う派遣元事業主をマル優認定することによって、派遣労働者にとって好ましく健全な業界発展につながるとしている。認定結果を広く周知すれば、派遣元事業主にとっても派遣労働者の採用を有利にすることができる。

## 今年度中に基準作成

### 雇用管理や教育訓練を評価

厚労省

派遣元事業主の中に、派遣労働者に対する雇用管理や教育訓練などの改善、労働条件の向上に力を入れ、良好な就業の継続に結びつけているケースがある。しかし、こうした改善の取組みが、真に派遣労働者のニーズに沿った形で実施され、派遣労働者のためになっ

証し、その結果をマル優基準を作成する考えだ。事業所として広く一般に周知する制度を創設する方針である。優れた取組を進めている事業主を明らかにすることによって、優秀な派遣労働者の採用に結びつく可能性が高まるとともに、業界全体の健全な発展が期待できる。

現時点においては、雇用管理、教育訓練、態勢整備などに対するどのような取組みが優れたものと評価できるか定まっていないため、平成21年度末を目標にマル優認定基

このため、厚労省の担当者のほか、業界関係者および学識経験者からなる研究会を設けて、具体的な検討を進める。期限までに、6回程度研究会を開催し、報告書と認定基準の骨格をまとめるとした。実際にマル優認定をスタートさせるのは、22年度以降となる見通し。認定基準は、関係法令、指針に定める水準を超える最大30項目程度を想定している（規定違反とならない程度の取組みでは認定不可）。

認定基準の骨格を検討するに当たっては、派遣元事業主や派遣労働者の労働組合へのヒアリング、アンケート調査を実施する。雇用管理、教育訓練などの実態把握を行うとともに、認定基準に取上げてほしい項目などを調べるとした。アンケート調査の対象として事務系の登録型派遣元事業主8000社程度を予定している。

なっているかは不確定と  
いう。厚労省では、雇用管理  
などに対する派遣元事業  
主の取組みが、派遣労働  
者にとって本当に適切な  
ものとなっているかを検

末を目標にマル優認定基